

平成25年稲敷市農業委員会第11回総会

〔11月25日〕

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
日程 2 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
日程 3 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 4 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
日程 5 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について
日程 6 制限除外の農地の移動届出について
日程 7 農地法第3条に係る買受適格証明願いに対する証明書の交付について
日程 8 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
日程 9 現況証明願いに対する証明書の交付について
日程 10 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

本日の会異議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 報告第4号
日程 6 報告第5号
日程 7 議案第1号
日程 8 議案第2号
日程 9 議案第3号
日程 10 議案第4号

出席委員

- | | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 宮本昇君 | 17番 | 井戸賀吉男君 |
| 2番 | 関口邦子君 | 18番 | 山口幸一君 |
| 3番 | 蛭原一君 | 19番 | 宮本善助君 |
| 4番 | 村山文雄君 | 20番 | 保科進君 |
| 5番 | 篠崎惣寿君 | 21番 | 清原寿君 |
| 6番 | 松本文雄君 | 22番 | 加納昭君 |
| 7番 | 吉岡一仁君 | 23番 | 飯塚恒雄君 |

8番	川島昇君	24番	飯田稔君
9番	小貫和子君	25番	濱田昭一君
10番	千勝忠君	27番	永長秀敏君
11番	山崎健一君	28番	澤邊雅之君
12番	坂本富男君	29番	遠藤一行君
13番	秋本精一君	30番	糸賀泰夫君
14番	篠崎文夫君	31番	山下恭一君
15番	坂本一雄君	32番	高須一郎君
16番	古澤真和君		

欠席委員

26番 沖野谷 秀雄 君

出席説明委員

農業委員会事務局長	森川春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島伸生
農業委員会事務局係長	井戸賀輝行
農業委員会事務局主査	高橋渉

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

11月20日（水） 県南連絡協議会会長・局長合同研修
21日（木） 於 栃木県鹿沼市 鹿沼市農業公社
出席者 加納 昭会長，森川春樹事務局長

午後3時11分開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから、平成25年11月の稲敷市農業委員会総会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は31名です。欠席委員は、26番、沖野谷秀雄委員の1名であります。

よって、農業委員会に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君）最初に会議録署名人の指名を行います。

お諮りいたします。

会議録署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、14番、篠崎文夫委員、15番、坂本一夫委員、兩名を指名いたします。

日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）それでは、1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番、江戸崎字狸崎、田2筆、5、545平方メートルでございますが、茨城県農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、所有権の移転を行うものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 2ページをお開き願います。

報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」で
ございます。

議案書の2ページから6ページになりますが、受理番号1番から受理番号10番まで一
括してご報告いたします。

本届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において相続により農地を取得し
たものです。権利の取得者はいずれも自作地として耕作しており、農業員会によるあつ
せん等の希望はないものであります。内容の詳細につきましては、議案書に記載のとおり
でございます。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願
いいたします。

日程 4 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用 届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第3号、「農地法第5条第1項第6号の規定による
市街化区域内の農地転用届出について」を議題といたします。事務局より報告を願います。
森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 7ページをお開き願います。

報告第3号、「農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出につ
いて」でございます。

受理番号1番、柴崎字一盃城、畑1筆、992平方メートルでございますが、申請地を
取得して、木造2階建ての自己住宅1棟を建築するものございます。

受理番号2番、江戸崎字天王前、田1筆、700平方メートルでございますが、申請地
を取得して、木造二階建ての自己住宅1棟を建築するものございます。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願
いいたします。

日程 5 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約 通知について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第4号、「農地法第18条第6項の規定による農地

の貸借権の合意解約通知について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 8ページをお開き願います。

報告第4号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」でございます。

受理番号1番、鳩崎字新田ほか1地区、田4筆、22,598平方メートルでございますが、所有者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号2番、下須田字與後、田1筆、5,520平方メートルでございますが、所有者の都合により合意解約するものでございます。

よろしく御承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

日程 6 報告第5号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第5号、「制限除外の農地の移動届出について」を議題といたします。

森川事務局長

○農業委員会事務局係長（森川事務局長）9ページをお開き願います。

報告第5号、「制限除外の農地の移動届出について」でございます。

受理番号1番、八筋川字八郎田、田1筆、6,050平方メートルでございますが、八筋川開拓第1機場地区の工事用として使用するため、届出があったものでございます。農地法第5条第1項第1号に基づくものでございます。なお、添付すべき必要書類等は、事務局で確認した結果、問題ないものであります。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

日程 7 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）10ページをお開き願います。

議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。売買による所有権移転6件、公売による所有権移転1件、使用貸借権再設定1件、賃

貸借権設定1件の計9件でございます。

受理番号1番、東大沼字小沼、田1筆、3,133平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。10月3日に農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻を作付している農業者で、農業経営面積は434アール、農業従事日数は300日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですがトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。また申請地の周辺の農地利用に影響を与えないものと考えられます。以上調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号2番、江戸崎字狸崎、田2筆、5,545平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。10月16日に農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻を作付している農業者で、農業経営面積は834アール、農業従事日数は160日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですがトラクター7台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機2台、を所有しております。また申請地の周辺の農地利用に影響を与えないものと考えられます。以上調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号3番、桑山字三反町、田1筆、2,384平方メートルについてでございますが、稲敷市が行った不動産公売において最高価申込者となったものであります。受人には10月総会で買受適格証明書を交付しておりますので、農地法第3条の許可要件は満たしております。なお添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号4番、阿波崎字阿波崎、田1筆、496平方メートルについてでございますが、渡人は受人の要望により売買するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号5番、阿波崎字阿波崎、田1筆、990平方メートルについてでございますが、渡人は農業従事者ではなく、相続した農地を隣接の所有者に売買するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

11ページをお開き願います。

受理番号6番、幸田字横須賀下、畑1筆、188平方メートルについてでございますが、渡人は受人の要望により売買するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地

法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号7番、柴崎字切上、田1筆、1, 117平方メートルについてでございますが、渡人は相対の耕作者に売買するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

12ページをお開き願います。

受理番号8番、浮島字尾島ほか1地区、田23筆、畑4筆、計27筆、計26, 501平方メートルについてでございますが、渡人は使用貸借権の期間延長をするものであります。受人は農業経営者であり、週末に農業従事しております。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

13ページをお開き願います。

受理番号9番、小羽賀字神田道ほか3地区、田2筆、畑2筆、計4筆、計5, 916平方メートルについてでございますが、渡人は賃貸借権を設定するものであります。受人は渡人である祖父のもとで3年前より農業を共同経営しており、この度独立して農業経営をするものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で、議案第1号、受理番号1番から受理番号9番までの説明を終ります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番から受理番号2番については、茨城県農林振興公社の案件ですので調査報告は省略いたします。受理番号3番については、買受適格証明時に審査済みですので調査報告は省略いたします。まず、受理番号4番から5番について永長委員より報告を願います。

○27番（永長秀敏君）27番永長です。受理番号4番についてご報告いたします。さる11月20日に受け人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、大根、白菜、イモなどを栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター5台、田植機4台、コンバイン3台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は200日であります。経営面積は366.52アールであります。周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じる恐れがあると認められません。報告書の通りで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。つづきまして、受理番号5番についてご報告いたします。さる11月20日に受け人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻などを栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は200日であります。経営面積は220アールであります。調査の結果受人は農地の取得の要件を満たしており

報告書のとおりで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に、受理番号6番について、飯塚委員より報告をお願いいたします。

○23番（飯塚恒雄君）23番飯塚です。受理番号6番について報告いたします。11月22日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は220日であります。また、経営面積は約400アールであります。調査の結果受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書の通り間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号7番について、濱田委員より報告をお願いいたします。

○25番（濱田昭一君）25番濱田です。受理番号7番について報告いたします。さる11月19日受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は200日であります。経営面積は150アールであります。調査の結果受人は農地の権利取得する要件を満たしており報告書の通り間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号8番について、宮本 昇委員より報告をお願いします。

○1番（宮本 昇君）1番宮本です。受理番号8番について報告いたします。11月24日受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、レンコンを栽培している農業者であります。農機具の所有状況はトラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は150日であります。経営面積は265アールであります。調査の結果受人は農地の権利取得する要件を満たしており報告書の通り間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号9番について、村山委員より報告をお願いします。

○4番（村山文雄君）4番村山です。受理番号9番について報告いたします。11月22日に松本委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は3年前に共同で農業に従事しています。今回農業経営の独立を図るため申請をいたします。主に水稻、ネギを栽培している農業者であります。農機具の所有状況はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、それぞれ1台を所有しております。農業用トラックも2台所有しております。農作業従事日数は200日であります。経営面積は59アールになる予定であります。調査の結果受人は農地の権利取得する要件を満たしており報告書の通り間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。以上です。

○議長（加納 昭君）これで調査員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。
これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 8 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）14ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、浮島字尾島、畑2筆、991平方メートルについてでございますが、申請人は農業経営者で農業用作業所及び進入路として利用するものであります。作業所は木造平屋建て1棟、79.49平方メートルで進入路は砕石敷きであります。水道・下水道はなし、雨水は自然浸透式となっております。申請地は、都市計画非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第一種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、浮島字八ツ頭、田2筆、197平方メートルについてでございますが、申請者は太陽光発電事業を行う法人で、既に許可済みの太陽光発電施設用地の拡張をするものであります。太陽光発電事業は平成25年2月28日に経済産業省の認定を受け、東京電力の接続検討も受けております。施設用地は全体で40,326.01平方メートルとなります。施設については150ワット出力の太陽光モジュール12,000枚を鋼管杭により設置し、500キロワットパワーコンディショナー3台を設置します。最大発電出力は1.5メガワット、年間発電量2,250メガワットアワーを計画しております。今回の敷地拡張による年間発電量の変更はございません。事業地周囲はネットフェンスで囲い内部は採石敷きとします。施設内の上下水道は無し、雨水は自然浸透となっております。申請地は、都市計画非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第二種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号3番、駒塚字本門、畑2筆、計792平方メートルについてでございますが、

申請人は太陽光発電施設事業用地として利用するものであります。太陽光発電施設は平成25年10月31日に発電出力30.5キロワットで経済産業省の設備申請中で、250ワット出力の太陽光モジュール132枚を杭基礎で設置し、パワーコンディショナーを6台設置することで、最大30.5キロワットを出力します。事業地には上下水道はなし、雨水は自然浸透となっております。申請地は、市外化調整区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第二種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号4番、福田字大峯、田1筆、581平方メートルについてでございますが、申請人は太陽光発電施設事業用地として利用するものであります。太陽光発電施設は平成25年10月2日に発電出力44キロワットで経済産業省の設備認定を受けており、255ワット出力の太陽光モジュール191枚を鋼製架台で設置し、パワーコンディショナーを8台設置することで、最大44キロワットを出力します。事業地には上下水道はなし、雨水は自然浸透となっております。申請地は、都市計画非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域除外申請中であります。農地区分は第一種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号5番、新橋字町田、田1筆、498平方メートルについてでございますが、申請人は妻の実家の隣接地に自己用住宅を建築するものであります。住宅は木造平屋建て、建築面積132.11平方メートル、水道は公共水道、下水は公共下水道、雨水は自然浸透となっております。申請地は、都市計画非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域除外済であります。農地区分は第一種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号6番、清水字池下、田1筆、380平方メートルについてでございますが、申請者は実家に隣接する親所有の農地に自己用住宅を建築するものであります。住宅は木造二階建て、建築面積113.44平方メートル、水道は井戸、下水は公共下水道、雨水は自然浸透となっております。申請地は、都市計画非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域除外申請中であります。農地区分は第一種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

15ページをお開き願います。

受理番号7番、伊佐津字狸穴、田3筆、2,887平方メートルについてでございますが、申請者は販売業を営む法人で、コンビニエンスストアを建築するものであります。コンビニエンスストアは鉄骨造平屋建て、建築面積170.27平方メートル、水道は井戸、下水は合併浄化槽、雨水は自然浸透となっております。申請地は、市外化調整区域、農振農用地区域除外済であり、土地改良区域除外済であります。農地区分は第一種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号8番、伊佐津字いやりほか2地区、畑9筆、計3,546平方メートルについてでございますが、申請人は太陽光発電事業を行う法人で、太陽光発電施設事業用地として利用するものであります。太陽光発電施設は平成25年3月6日に発電出力1,999

キロワットで経済産業省の設備認定を受け、160ワット出力の太陽光モジュール15,000枚を架台に設置し、パワーコンディショナーを4台設置することで、最大1,999キロワットを出力します。事業地の上下水道はなし、雨水は自然浸透となっております。申請地は、市外化調整区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第二種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で議案第2号、受理番号1番から8番の説明を終わります

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） まず、受理番号1番から2番について、宮本 昇委員より報告をお願いいたします。

○1番（宮本 昇君） 1番宮本です。受理番号1番について、さる21日、小貫委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく農業用作業所及び進入路として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認をしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いします。

つづいて、受理番号2番についてさる21日、小貫委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認をしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） 次に、受理番号3番について、篠崎惣寿委員より報告をお願いいたします。

○5番（篠崎惣寿君） 5番篠崎です。さる21日、松本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認をしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） 次に、受理番号4番から6番について飯塚委員より報告いたします。

○23番（飯塚恒雄君） 23番飯塚です。受理番号4番について、さる19日、沖野谷委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認をしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

続いて、受理番号5番について、同じく19日、沖野谷委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、自己用住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認をしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、受理番号6番について、同じく19日、沖野谷委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、自己用住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認をしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に、受理番号7番から8番について、濱田委員より報告をお願いいたします。

○25番（濱田昭一君）25番、濱田です。受理番号7番について、さる19日、新利根地区委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、コンビニエンスストア一用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認をしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、受理番号8番について、さる19日、新利根地区委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、太陽光発電施設として利用するものであります。周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認をしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

○4番（村山文雄君）4番、村山です。受理番号4番について聞きたいのですが、太陽光発電施設ということですが、土地改良区の意見書申請中で受付することはおかしいのではないかと、土地改良区の意見書を頂戴してから申請するが妥当ではないのか。

○農業委員会事務局（井戸賀輝行君）今日25日にはできているはずなのですが、まだ手元のほうには届いておりませんが、見込みということで受付しました。実は3件ほどありますが1件は届いております。まだ届いていないものは見込みということでやっています。意見書がないと県では許可をおりませんので受付した時の受付印を押した申請書の写しがあることで預かりました。

○4番（村山文雄君）4番、村山です。書類が揃わないのに受付するでは、書類がそろって

から受付して完全に書類を確認してから見込みであろうということで、申請を受け付けることはまずいと思うだよね。異議はないけれど、以上です。

○農業委員会事務局（井戸賀輝行君）もう一度県のほうと確認しまして意見書がないと総会をとうせないと判断すればそうするしかないと思いますが、今のところ受付印があればよいと考えていますので確認はしてみますが、受付しないまでは難しいと思います。

○4番（村山文雄君）4番，村山です。添付書類として必要なのだから揃えて申請する。昨日、今日の予定ではないと思うので、その辺注意してよろしくをお願いします。

○議長（加納 昭君）はい，その他ありますか，その他ありますか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。議案第2号，「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は，申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は，申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 9 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付につて

○議長（加納 昭君）続きまして，議案第3号，「現況証明願いに対する証明書の交付につて」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

高橋主査

○農業委員会事務局係長（高橋 渉君）17ページをお開き願います。

議案第3号、「現況証明願いに対する証明書の交付について」1番から3番について説明させていただきます。非農地証明書の交付3件でございます。

受理番号1番、佐倉字佐倉原、畑3筆、163.95平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明証の交付でございます。申請地には昭和49年頃より飲食業を営んでおり、鉄骨2階建の店舗併用住宅が建築され店舗敷地として利用されております。撮影年月日、平成2年11月5日の空中写真証明書と建築年の記入された固定資産評価証明書が提出されています。

受理番号2番、清水字池下、田1筆、970平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明証の交付でございます。申請地は20年以上前から農家住宅敷地として利用されており、農家住宅及び農業用倉庫が建築されております。撮影年月日、平成2年11月5日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号3番、清水字池下、田1筆、65平方メートルについて、登記地目変更の為の

非農地証明証の交付でございます。申請地は20年以上前から農家住宅敷地として利用されており、農業用倉庫が建築されております。撮影年月日、平成2年11月5日の空中写真証明書と始末書が提出されております。以上で、議案第3号の1番から3番までの説明を終わります。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）それでは、受理番号4番から19番まで私の方から説明いたします。本件16件につきましては、同一内容の案件ですので一括で説明をさせていただきます。非農地証明書16件についてそれぞれ願出人より申請のあったものです。寺内字高橋ほか4地区、畑25筆について、登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。まず、申請土地の経緯についてご説明いたします。別添の資料をご覧くださいと思います。この土地の経緯でございますが、平成11年に土採取事業に伴う農地の一時転用許可により土採取事業が行われたものでございます。その後、平成17年3月に土採取の廃止届出が出され、事業は終了してはいますが農地法の完了届については、確認ができません。なお、申請地の状況は土地の境界がなく敷地内の道路も寸断されており、どこがだれの土地なのかもわからない状況となっております。また、敷地全体が窪地となっておりまして、排水がないため雨天には水たまりになる状況で耕作には困難な状況となっております。平成11年の土採取当時から耕作放棄地となっており今後も耕作は見込まれない状況です。なお、別添資料の2枚目の農地法事務処理の手引き、平成25年2月改正版をご覧くださいと思います。「第11現況確認証明、2証明の範囲、(1)非農地証明」の中の③です。耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するもの。イ. その土地の周囲の状況からみてその土地を農地として復元しても継続して使用することができないと見込まれる場合という、非農地証明の判断基準が示されております。当該申請地は、この判断基準に該当するものと思われまます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）まず、受理番号1番について、清原委員より報告をお願いします。

○21番（清原 寿君）21番、清原です。受理番号1番について、さる21日、松本委員と篠崎委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、20年以上前から店舗敷地として利用されており、平成2年11月5日撮影の国土地理院発行の空中写真と合わせて確認いたしました。申請地は周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われまます。また、添付書類を確認しましたが問題ありませんでした。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号2番から3番について、飯塚委員より報告をお願いします。

○23番（飯塚恒雄君）23番，飯塚です。受理番号2番及び3番について，さる19日，沖野谷員と永長委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく，20年以上前から農家住宅敷地として利用されており，平成2年11月5日撮影の国土地理院発行の空中写真と合わせて確認をいたしました。申請地は周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われます。また，添付書類を確認しましたが問題ありませんでした。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号4番から19番について，古澤委員より報告をお願いします。

○16番（古澤真和君）16番，古澤です。受理番号4番から19番について，さる19日，新利根地区の農業委員、加納会長、秋本委員、沖野谷委員、篠崎惣寿委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはありませんでした。現地は土地の境界もなく周囲の状況から耕作することは困難であり、また、今後も耕作することもないことから非農地と判断しました。申請地は周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われます。また，添付書類を確認しましたが問題ありませんでした。よろしくご審議ほどをお願いします。

○議長（加納 昭君）はい，これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

○6番（松本文雄君）6番松本なのですが，砂利、砂の採取した場所がなんらかの形で利用されて、いつかは、農業委員会として農地としては見放すのですか、雑種地にするのですか

○農業委員会事務局長（森川春樹君）ただいまの質問なのですが，地目は何になるかわかりませんが，農業委員会としては非農地証明を出すことによって農地では、「ない」と判断することになりますので手は離れます。地目については，一般的には雑種地あたりになるかと思いますが，登記の関係ですからわかりません。

○6番（松本文雄君）少し、その辺がわかりにくいですね、例えばの話、悪い話、その放置しておいて農地ではないということにして雑種地として申請して認めますか、農業委員会としては・・・

○農業委員会事務局長（森川春樹君）地目の現況については法務局が判断ますので、ただ現況を見て、法務局が見ますので、農業委員会が非農地として判断すればおそらくなるであろうと思います。現況によるとおもいますが。

○6番（松本文雄君）少し、その辺がわからないのですが。

○議長（加納 昭君）非農地と認めたら場合は、法務局が現地を確認するということます。

○4番（村山文雄君）4番村山ます。一時転用でしょう。それで一時転用をうやむやにして非農地証明は手続き上おかしいと思うのですが、復元もしないでそのままにしてしまうのでは我々の責任になってしまうその辺のところは。

○農業委員会事務局長（森川春樹君）土取の一時転用完了時ということますね、当然許可した県と我々農業委員会としても最後まで復元しないで終わってしまったことになりま

すので、現状で今から元に戻るわけにはいきませんので土取の許可を含めましていろいろな後の問題も協議することが必要であると思いますが、現在の現況を証明するしかないと思います。

○4番（村山文雄君） 4番村山です。一時転用を出して農地に復元しないでそのままにして、我々の責任になってしまう。農地に復元させてそれからの良いたらうが、そうでなければどんどん増えて行ってしまう。それなりにやっつけていかなければまずいですよね、私の意見です。

○6番（松本文雄君） 6番松本です。結局悪い考えをもって自分の畑の土をとった。荒らした。今度、畑においていたらしようがないので雑種地にすれば、売買もできるという考えを持った場合に、それが雑種地になれば最高ですね。本人にしてみれば、荒らしておけば自然に農地が雑種地になるという考え方になるでしょう。その辺がピンと来ないのです。

○24番（飯田 稔君） 今の関連で聞きたいのですが、遊休農地がありますよね、これは遊休農地と議論している農地と違いというか区別をしているのですか、審査する段階で、一方では遊休農地活用と言っている訳です。だけど実際には休耕とか荒れている農地これも現況証明で、前に私の経験があるのですが、航空写真で確認して雑種地になって課税の金額が違うものですから、何か共有地で税金がかかるという話もありますし、また、現況証明で見るわけです。開発ブームのころにそんな騒ぎがあった。その違いは区別、基準を作って、この辺は良いのではないかと、荒れていても農地として何かその辺の基準を決めていかないと、いろんな議論が出てくると思うのです。このことが良い悪いでなくて、そのなかで審査していく基準を示していき、今後協議するなり基準を決めてもらって審査することが必要だと思うし、遊休農地など証明申請すれば変わってしまうのでは、また、おかしなものだと思うし、その辺を会長のほうで今後の問題として、今後の審議の中で配慮していただければありがたい。要望を申し上げて意見とさせていただきます。以上です。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 貴重なご意見ありがとうございました。耕作放棄地については皆様に、今まさに調査をしてもらっています。実は稲敷市では赤判断はやっていないのですが、赤判断も山林化してどうしようもない、元に戻れないというところは国のほうでも赤判断をなさいと、積極的に、つまり赤判断をしたら、今度は農業委員会で委員さんに調査していただいた部分を全部はかって農地法の農地であるか、農地でないか判断するのです。地権者からではなく、私たちが調査したものを、私たちが調査していく、耕作放棄地についてもそのような流れになってきています。積極的に農業委員会が非農地判断していく、今までは非常に難しいことがあり赤判断はしない前提で今のところ動いてきております。ただこの分も含めてこれからの耕作放棄地もほんとに作れないとも農地だと守っていても、部分的に放棄地がいつまでたっても減らないという反面もございまして、そこは、これからの稲敷市農業委員会としての考え方、非農地証明の交付要綱あるいは交付基準、国の基準にのっとって作らなければなりません、それも定めなければならないかと思っております。

○議長（加納 昭君） 政権が自民党に変わりました今、耕作放棄地のようところに、お金

をかけて農地として守っていくか、優良農地にお金をかけて守っていくかという農政自体もそのように変わってきました。ようするに耕作放棄地にはお金をかけないで優良農地にお金をかけようと変わってきましたので政権が代わるとそのように変わるのだと私も感じています。

○4番（村山文雄君）平成11年から耕作されていない14年たっている。なぜ今頃、非農地証明を出す理由は、何の目的でですか

○農業委員会事務局長（森川春樹君）申請者のほうからの申請ですから。

○議長（加納 昭君）その他質疑ありますか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。議案第3号、「現況証明願いに対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程10 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局補佐（飯島伸生君）よろしく申し上げます。

20ページをお開きください。

議案第4号、「稲敷市 農用地利用 集積計画 に対する意見決定について（利用権設定）」です。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が、4件、19筆、38,513平方メートル、再設定が8件、44筆、72,258平方メートル、合計12件、63筆、110,771平方メートルについての利用権の設定です。

新規設定分について、ご説明いたします。

受理番号1番、鳩崎字新田、田4筆、22,598平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積3,650アールの農業生産法人です。

受理番号2番、柴崎字寺地下、田11筆、6,913平方メートル、

受理番号3番、柴崎字柴崎、田1筆、5,276平方メートル、

受理番号4番、柴崎字田向ほか2地区、4, 883平方メートル、いずれの3件は、新規設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積1, 707の水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、250日の認定農業者です。

受理番号5番から12番については、再設定ですので議案のとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしく、ご審議を お願いいたします。説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号、「稲敷市農用地利用計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定しました。

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは異議なしと認めます。

これをもちまして、平成25年11月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦勞様でした。

午後4時20分閉会

